

在留邦人の皆様へ

平成23年12月20日  
在デュッセルドルフ日本国総領事館

## 日本の運転免許証からドイツの運転免許証への切替を行った場合の 日本の運転免許証の返還について

2007年2月以降、日本の運転免許証からドイツの運転免許証への切替を行った際には、原則として日本の運転免許証はドイツの運転免許当局から在ドイツ日本国大使館に送付される措置が採られております。在ドイツ日本国大使館に送付された日本の運転免許証については、在留邦人の皆様がドイツの運転免許証への切替申請を行った当局が所在する州を管轄する在外公館（ノルトライン・ヴェストファーレン（NRW）州内の当局にて切替申請を行った場合は在デュッセルドルフ日本国総領事館）に送付され、同館から皆様へと返還されることとなっております。

但し、ドイツ各地方の運転免許当局によって対応が異なる場合もあり、一定の条件の下に各地方当局から直接ご本人に日本の運転免許証が返却されることもありますので、切替の際に当局にご確認下さい。

なお、日本の運転免許証が未返還である場合、一時帰国等の際に日本で運転を行うためには、①ドイツの運転免許証及び同運転免許証の日本語翻訳証明（駐日ドイツ連邦共和国大使館・総領事館又はJAF等が作成したもの。詳細は同大使館等にお問い合わせ下さい。）を携帯して運転する（こちらの方法で運転される条件については道路交通法第107条の2をご参照下さい。）、②日本の運転免許証の再交付を受ける、等の方法がございます。また、本帰国の際には、ドイツの運転免許証から日本の運転免許証へと再度の切替を行うことが可能です。

※ 注：在留届が未提出である場合及び在留届を提出されているものの転出・住所変更等の届出をされていない場合については、ご連絡先不明等のため、日本の運転免許証返還に遅れ又は困難を生ずる場合がございます。これらの場合に該当する方は、在外公館（NRW 州内にお住まいの場合は在デュッセルドルフ日本国総領事館）に対し、在留届の提出又は転出・住所変更等の届出を行っていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ご参考】ノイス郡交通局ホームページ：

[http://www.rhein-kreis-neuss.de/de/buergerservice/formulare\\_publicationen/publikationen/publikationennachthema/strassenverkehr/mb\\_fs\\_umschreibung\\_japanese.pdf](http://www.rhein-kreis-neuss.de/de/buergerservice/formulare_publicationen/publikationen/publikationennachthema/strassenverkehr/mb_fs_umschreibung_japanese.pdf)